

昭和3年の富山都市計画（その2）

計画の特徴と評価について

白井 芳樹¹

¹正会員 （〒274-0072 千葉県船橋市三山3-14-5）
E-mail:maruko41shirai@gmail.com

昭和3年に決定された富山都市計画により現在の富山市街地の骨格が出来上がった。この最初の都市計画で定められ運河や運河と区画整理の組合せが珍しい例とされている。
本稿は、こうした計画の特徴について具体的な内容を述べるとともに、富山都市計画がどのように評価されていたのか等を調査したものである。その結果、富山都市計画は同時代において計画の「総合性」が高く評価されていたことが分かった。

Key Words : the Showa Era, the City Planning of Toyama, peculiarity and evaluation of the Planning

はじめに

昭和3年3月、富山県で最初の都市計画、富山都市計画が定められた。富山の市街地は、第二次大戦後の戦災復興、昭和から平成にかけての再開発等を経て今日に至っているが、その骨格は昭和3年の都市計画が基になっている。

昭和3年の富山都市計画は、都市計画による運河や、運河と区画整理の組み合わせが珍しいと言われている。本稿は、第一に、こうした計画の特徴について、何故特徴とされるのかを具体的に述べるとともに、第二に、富山都市計画は同時代にどのように評価されていたのか、その後の評価はどうなったかについて調べ、第三に、都市計画の意義について考察を行うものである^{a)}。

1. 都市計画の内容

大正13年6月に富山市に都市計画法が適用され、同年内務省の組織たる都市計画富山地方委員会（会長は富山県知事伊東喜八郎）が組織され、所用の調査が実施された^{b)}。

同15年4月に都市計画区域（都市計画を定めるべき区域）が決定され、昭和3年3月20日に富山都市計画が内閣の認可を経て内務大臣により決定された。富山県で初めての都市計画である（別掲図-1,2）

富山都市計画において決定された内容は、①都市計画区域における重要施設として街路、運河、公園、土地区画整理、②都市計画事業として実施する事業（街路及び運河）である。以下、それぞれの内容について、都市計画富山地方委員会に付議された議案を基に述べる²⁾。

（1）富山都市計画街路

都市計画街路は、一等大路第二類第一号線（大手線）をはじめ35路線、総延長37,446間が決定された。

街路網構成の考え方は、東岩瀬港から富山駅東を経て飛騨方面を結ぶルートを南北の幹線として、東岩瀬線・牛島線・桜町太郎丸線を定める。城址南から西は高岡・金沢方面へ、東は魚津・新潟方面へ結ぶルート（概ね当時の国道11号）を南北の幹線街路として、呉羽線・総曲輪線・新庄線を定める。これを基に富山市中心部をカバーし、かつ周辺部と連絡する街路網を配置した。

富山駅前や市街地中心部に14箇所、4,600坪の街路広場を配置しているが、この広場の帰趨は不明である。

（2）富山都市計画運河

都市計画運河として、東岩瀬港から富山駅北の神通川廃川地に至る富岩運河（富山市と東岩瀬町を結ぶという意味）が決定された。目的は、富山市・東岩瀬港間の一帯を工業地域とするため「神通川廃川敷地ノ整理ト相伴ヒ両市町ヲ聯絡スル運河ヲ開鑿スル」ものである。

①位置；東岩瀬港上流地点～神通川廃川敷地（延長約2,900間）

②底高；閘門上流部はTP+2尺、閘門下流部はTP-6尺（閘門の上下流の水位差8尺）

③水深；水閘上流部で7尺以上

④幅員；33.5間、但し起点より水閘下流部の区間は23.5間

⑤水閘；運河中間地点に有効幅員5間以上、延長30間以上の水閘施設（閘門）を設ける

⑥船溜；運河終端に面積約1万5千坪の船溜を設ける

（３）富山都市計画公園

都市計画公園として、廃川敷地上流端に１万６千坪の都市公園（神通公園）が決定された。しかしこの都市計画公園については記録が少なく、実際にどのように整備され、利用されたのか分からない点が多い。

（４）富山都市計画土地区画整理

１）都市計画決定の理由

都市計画区画整理として、廃川敷地を中心に面積 32 万 4 千 6 百坪の土地区画整理が決定された。「都市計画トシテ土地区画整理ヲ決定セントスル所以」は次のようなものである。

- ①「面積約三十万坪ニ亘ル廃川敷地ハ富山市ノ中央ニ位」しているためこのままでは「都市ノ健全ナル發達ヲ阻害スル」こと
- ②「時恰モ富岩運河開鑿事業ノ施行セラルルニ際會セルヲ以テ其ノ掘鑿土ヲ利用」すれば「廃川敷地ノ埋立ヲ行ヒ」得ること
- ③「商工業ニ適スル土地ヲ造成」すること
- ④「更ニ土地ノ區劃ヲ整理」すること
- ⑤そうして「都市将来ノ發展ニ備ヘント」すること

富岩運河掘削土砂で埋立て、商工業に適する土地を造成し、土地の区画を整理すること、そうして都市の将来の発展に備えようとするものである。

２）都市計画決定の意味

神通川廃川敷地を対象とする富山都市計画土地区画整理は、二重の意味をもっている。第一に、利用可能な土地にするため必要な埋立てを、通常の土木事業としてではなく土地区画整理事業により実施すること。第二に、土地区画整理組合等民間による任意の土地区画整理ではなく、区画整理を都市計画に位置づけることにより、公共団体（富山県）が都市計画事業として土地区画整理事業を施行することを宣言したものである。

また、都市計画決定の理由に、運河は「廃川敷地ノ整理ト相伴ヒ」行うこと、区画整理は「其ノ掘鑿土ヲ利用」して「廃川敷地ノ埋立ヲ行」うことが謳われている。これは運河と廃川地土地区画整理が一体のものであることを都市計画において位置づけたものである。

３）土地区画整理の概要

土地区画整理の計画の概要は次のとおりである。

- ①区域及び面積；神通川廃川敷地を中心に一部民有地を含む区域、面積約 32 万 4,600 坪
- ②設計；同時に都市計画で定められる街路、運河、公園を設計の基本とし、地区の右岸側に幅員 5～18 間の水路を計画する。区画道路は原則として幅員を 3 間以上とし、小公園を適当に配置する
- ③施行方法；土地区画整理の都市計画決定後 1 年以内に土地所有者等が土地区画整理に着手しない場合は富

山県が都市計画事業として土地区画整理を施行する（地区の大半が廃川地であるから、事実上富山県施行が決まった）。地区に含まれる都市計画街路や運河については、用地は区画整理で確保し、工作物の移転と工事は、富山県知事がそれぞれ都市計画街路新設事業、都市計画運河新設事業として執行する。

２．富山都市計画の特徴

次に、富山都市計画について、他都市の都市計画と比較することによりその特徴を明らかにする。特に従来から言われている富山都市計画のユニークさについて具体的に分析を行う。

別掲表は、大正 9 年～同 14 年に都市計画法が適用された 47 市を対象に、昭和 9 年 3 月末現在で都市計画決定された事項について整理したものである。

都市計画決定された施設で最も多いのは街路（39 市）、次いで地域（用途地域；38 市）で、他は一桁と少なく、その多くが東京市等六大市における例である。その中で、河川・運河は神戸市を除く 5 大市で決定され、地方では富山のみである。土地区画整理は東京、横浜、京都の 3 大市と、広島、堺、富山の地方 3 市で決定されているが、地方では富山が最も早いことが分かる。一方、富山都市計画による運河と区画整理については、従来から特徴的なことが言われてきている。そこで、本稿では運河と区画整理について特徴とされている点について具体的な内容を調べてみる。

（１）都市計画運河について

運河は 64 市町において 273 あるという^③。このうち都市計画事業で造られた運河は富岩運河のほか名古屋市の中川運河等その数は少なく、富岩運河は日本海側で唯一の例である。ここでは名古屋市の中川運河と比較し、富岩運河の特徴を明らかにしたい。

１）改良・新設の違い

中川運河は、「中川、荒子川、山崎川、大江川をそれぞれ川口より開鑿しようとするものと既設の堀川を加えて運河の五大幹線とした」ものである^④。つまり元来川（排水路）であったものを拡幅改良して運河とする計画である。

一方、富岩運河は新たに開削した運河である。すぐ西を流れる神通川は、急流のため「安定した水路と水深が確保できず、運河機能をもち得ない」ものだった^⑤。

２）水閘施設（閘門）の機能の違い

中川運河には、河口の名古屋港に面して中川口閘門、堀川と連絡する松重閘門が設けられている。「海面や堀川の高水が運河内に逆流氾濫するの防止する」目的とする閘門である^⑥。

富岩運河には、船溜まり部に牛島閘門と運河中流部に中島閘門が設けられている。牛島閘門は松川と連絡するためのものであるが、中島閘門は運河上下流の水位差 8 尺を調節するためのもので、パナマ運河の途中に何段も設けられている閘門と同じ機能を有している。これは、急流河川と平行して計画された運河であるため必然的に設けられた水閘施設である。

以上のように富山都市計画運河は、河川平行新設運河、運河内水位差調節目的の水閘施設、都市計画決定された運河という点でユニークなものであることを確認することができた。

（２）都市計画土地区画整理について

富山都市計画土地区画整理事業は「全国初の公共団体施行の土地区画整理事業である」と言われている。この点について確認する。

『日本都市年鑑（昭和十年用）』によれば、富山都市計画土地区画整理より前に都市計画決定された土地区画整理は次の 3 市での 5 事業である^{7）}。

- ①東京市；浅草及び新宿の焼失区域整理、大正 10 年 5 月 2 日認可（同日事業決定）
- ②東京市；震災復興事業、大正 13 年 3 月 19 日認可（同日事業決定）
- ③横浜市；震災復興事業、大正 13 年 7 月 2 日認可（同日事業決定）
- ④京都市；大正 15 年 9 月 20 日認可（昭和 6 年 7 月 1 日事業決定）
- ⑤富山市；昭和 3 年 3 月 20 日認可（昭和 4 年 4 月 23 日事業決定）

このうち、公共団体施行で富山より先に事業決定したものは①の 2 地区で、その概要は以下のようなものである^{8）}（②及び③は行政庁施行）。

東京市四谷区新宿町では、焼失区域 2 万坪を含む区域（2 万 1 千坪）を対象に東京市による土地区画整理が行われ幅員 11～3.6m の街路が整備されたほか、建築線の指定^{9）}により幅員 13 間の環状都市計画街路の幅員確保・事業実施を容易ならしめた。浅草区田町でも焼失区域約 2 万 5 千坪をふくむ区域において同様の都市計画土地区画整理事業が行われた。

富山都市計画土地区画整理は、第一に市街地整備を目的としている点、第二に幹線街路をも区画整理手法（減歩）により確保する点において、東京市の 2 地区の区画整理と性格を異にしている。

第一の点について、（社）日本土地区画整理協会発行の『土地区画整理のあゆみ』には「宅地や公共施設整備のための公共団体施行の事業としては、昭和 3 年に富山県の神通川河川敷について、市内の官衙、工業地整備を含む土地区画整理事業が行われたのが最初であ」と記

されている^{10）}。第二の点については、飯沼一省が「新宿、浅草の焼失区域に於ける土地区画整理を東京都市計画として定めた例がある。然し其の内容は街路事業に過ぎざるものであって、決して法律に所謂土地区画整理ではない」と述べている^{11）}。

以上のことから、富山都市計画土地区画整理事業は、東京市の 2 つの火災復興事業に次ぐ全国で 3 番目の公共団体施行土地区画整理事業であるが、宅地及び公共施設の整備という土地区画整理本来の目的に照らせば事実上全国初の公共団体施行土地区画整理事業であることが分かった。

（３）運河と土地区画整理の一体的都市計画について

次に運河と区画整理の組合せについて調べてみる。

富山都市計画のように運河と区画整理を組み合わせる例は、名古屋市中川運河と沿線の建築敷地造成事業・土地区画整理事業にみられる。運河の都市計画決定、区画整理事業の決定はいずれも名古屋市の場合が早い。

両市の計画を比べると、運河の開鑿土砂で埋立造成し区画整理するという手法の点では同じである。都市計画上の違いを挙げれば、区画整理が運河と離れた中心市街地の造成か（富山）、市街から離れた運河沿線の工業用地造成か（名古屋）の違い、都市計画決定の有（富）無（名）の違い、施行者が公共団体（富）か区画整理組合（名）かという違いである。

富山都市計画運河と土地区画整理の組合せは唯一の例ではないが、両者を都市計画で定めた富山の例はやはりユニークなものと言えよう。

（４）都市計画の総合性について

別掲表の右欄は各市において都市計画決定された施設の種類（数）を表している。東京市が 14 種類と最も多く、富山市は街路等 7 種類の施設が都市計画で定められている。これは 6 大市の神戸、名古屋より多く、地方都市 41 のなかでは最も多い種類である。その内訳は都市施設系；街路、運河、公園、軌道、都市開発系；土地区画整理、土地利用系；地域である。表の 47 市は次の 5 つのタイプに分けられる。

- ①無計画型（都市計画区域のみで都市計画決定なし）
…八幡市等 4 都市
- ②街路計画型（街路のみを都市計画決定）…清水市等 5 都市
- ③地域計画型（地域のみを都市計画決定）…呉市等 4 都市
- ④街路・地域計画型（街路と地域を都市計画決定）…岡山市等 18 都市
- ⑤多施設計画型（街路、地域の以外の施設も都市計画決定）…東京市、富山市等 16 都市

次に表中の太枠で囲ったものは各市において同時に都市計画決定された施設を表す。富山では昭和3年に街路、運河、公園、土地区画整理の4種類の施設が同時に決定されている。同等なのは東京市の震災復興都市計画のみである。この点について飯沼一省は著書『都市計画の理論と法制』（昭和2年刊）で次のように述べている¹²⁾。

都市計画本来の目的からいへば都市計画の内容は総合的に決定せらるゝことにより初めて其の意義を発見することが出来るのである。若し一線の街路、一個の公園、一個の墓地の如きを決定するに之を都市計画となすに於ては果して何によりて都市計画と普通の土木事業其の他の公企業との間の分界を劃せんとするのであるか。[…]
今日の實際に於ては非綜合性が行はれてゐる。[…]
之等は何れも総合的に定められたるものではなく各都市毎に街路網、地域制度と夫々時を異にして定められたるものである。

ここでは、富山では同時に4つの内容が都市計画で定められたこと、かかる都市計画を飯沼は「総合的」と捉えていたことを指摘することとどめておく。

以上、他都市の都市計画と比較することにより富山都市計画には次のような特徴を確認することができた。

- ①大都市以外では例の少ない運河、公園、土地区画整理を内容としている
- ②それらを同時に定めた点で総合的な都市計画である
- ③運河は、近傍河川に平行に新設する点、運河内の水位調整のための閘門を有する点、都市計画で定める点においてユニークなものである
- ④土地区画整理は、宅地及び公共施設を整備するという土地区画整理の目的にかなったものとしては全国第一号の公共団体施行土地区画整理事業である
- ⑤運河と埋立造成及び土地区画整理を組み合わせた都市計画はユニークなもので名古屋市の例があるのみである

3. 富山都市計画の評価

富山都市計画は、他市と比較して、総合的であり、運河と土地区画整理の組合せもユニークなものであった。ここでは、同時代及び後世における富山都市計画の評価をみてみよう。

(1) 同時代の評価

まず同時代における評価を種々の文献資料より抽出してみる。

1) 運河と埋立は日本では始めてである（内務省幹部）

これは、昭和2年12月1日朝帰庁した富山県知事白根竹介が内務省幹部の話として紹介したものである。白根知事は同年11月25日に県会に諮問した神通川廃川地

処分案・運河開削の件について内務省と打合せ、帰庁しての談話が富山日報12月1日夕刊に報じられている¹³⁾。

「運河と埋立は日本で始めて」という指摘であるが、名古屋市に先例があったにもかかわらず富山の計画を「日本で始めて」というのであるから、下流郊外部に新設する運河の掘削土砂を上流市街地部まで運搬して埋立てることが強く印象づけられていたものかも知れない。なお、「内務省の幹部」が誰かは分からない。

2) 都市ノ發達ヲ綜合的ニ考究シ、全體ノ計畫ヲ定メタル（内務省都市計画課技師榎木寛之）

これは、昭和3年3月14日第3回都市計画富山地方委員会に出席した内務省都市計画課技師榎木寛之の発言の一節である¹⁴⁾。

榎木は、富山都市計画は「都市ノ發達ヲ綜合的ニ考究シ、全體ノ計畫ヲ定メタル」「富山及其附近一帯ノ地ニ對スル綜合的計畫」であり、「他ノ都市ニ行ハルゝ、五六線ノ街路擴張事業ニ比スベクモナイ」ものであると述べている。そして「全體ノ計畫ヲ定メタル後、其ノ一部分トシテ施工スルト云フ[…]
点ニ大イナル興味ガ」あると述べている。

3) 府縣事業中の白眉なりと推稱せられて居る（富山県知事鈴木敬一）

これは、昭和6年6月12日に富山都市計画事業及び東岩瀬港第二期修築事業の起工式に際して富山県知事鈴木敬一が寄せた談話の一節である¹⁵⁾。

同年4月15日に就任した鈴木の前職は内務省都市計画課長である。従って鈴木はこの言葉は、富山都市計画が内務省においてかかる評価がなされていたことを窺わせる。「白眉な」る所以は「其の規模の相當大であり、事業が廣汎であ」る、つまり総合的計画であることによる。

4) 各種の事業を綜合したる點に於て他の都市に有益（内務省都市計画課長飯沼一省）

これは、昭和9年5月15日発行の飯沼一省著『都市計画』において富山都市計画事業が紹介された一節である¹⁶⁾。

飯沼は前述の鈴木の子二代後任の内務省都市計画課長である。先述のように、飯沼は昭和2年刊行の著書『都市計画の理論と法制』において、吾が国の都市計画の「實際に於ては非綜合制が行はれてゐる」と書いたが、7年後の新著では複数の都市計画事業を組みあわせて総合的に行われた事例として富山都市計画事業と大阪市の寝屋川付近都市計画事業を採り上げたものである。

5) 富山市内外に亘る都市計画の綜合施設が茲に確立された（都市計画富山地方委員会技師赤司貫一）

これは、都市計画富山地方委員会技師赤司貫一が昭和5年に発表した論説の一節である¹⁷⁾。

赤司は富山都市計画決定の当初から事業の完成まで都

市計畫富山地方委員会技師の職に在ったただ一人の土木技術者であるが¹⁸⁾、富山都市計画の当事者として「綜合施設」が確立されたことと捉えていたことが分かる。なお、「富山市内外に亘る」とは富山市と東岩瀬町等を指す。

富山都市計画の同時代における評価は大きく2つのタイプに分けられる。一つは、運河開削と廃川敷地埋立の組み合わせに着目し、「日本で始めてである」等の評価である。事業実施上の妙策に価値を見出そうとするものである。二つは街路、運河、公園、土地区画整理から成る富山都市計画の総合性を評価するもので、例えば「綜合的計畫」という評価である。これは都市計画が本来備えるべき総合性の面から評価するものである。紹介した5つの評価では後者の「総合性」を評価するものが多い。

(2) 後世の評価

次に富山都市計画事業の完了後、相当期間を経たのちどのように見られているかについて、3つの文献によりみてみる。

1) 『区劃整理の設計』の場合

(財)都市計画協会が編纂した『区劃整理の設計』(昭和25年刊)において、土地区画整理により「未建築地の開発として都市郊外の宅地化と同様市街地内部に存する空地を宅地化する場合」の事例として「我が国では富山市に於ける神通川改修に伴う廃川敷の区劃整理がこれに該当する」と紹介されている¹⁹⁾。区画整理の新たなタイプとしての評価である。

2) 『日本土木史—大正元年～昭和15年—』の場合

日本土木史編集委員会による『日本土木史—大正元年～昭和15年—』(昭和40年刊)において富山市の神通川廃川敷地の土地区画整理が紹介され、「富山市将来の発展に備えるため、運河、街路、土地区画整理の三事業を綜合実施するよう都市計画事業決定をみた」と書かれている²⁰⁾。この記述は前述の赤司貫一が昭和11年に書いた論説に基づいているようである。

3) 『近代日本都市計画年表』の場合

(財)都市計画協会編集発行の『近代日本都市計画年表』(平成3年刊)において「富山市神通川廃川敷利用都心造成区画整理」が「名古屋市中川運河沿岸の超過収用による区画整理」と共に簡単に紹介された後に略図が掲載されている²¹⁾。

第二次大戦後の区画整理、土木史、都市計画史の文献にみる富山都市計画についての記述はそれぞれニュアンスが異なっているが、いずれも都市計画ではなく都市計画事業実施の側面から取り上げられたものである。同時代に高く評価されていた都市計画の「総合性」については、『日本土木史』が「三事業の綜合実施」としてわずかに触れているのみである。

(3) 都市計画の総合性について(考察)

昭和戦前に富山都市計画が始まって間もない頃と戦後の評価は異なっていることをみた。このことについて若干の考察を加えると共に、都市計画が大きく転換しようとしている現在、都市計画の総合性について考えてみる。

筆者は、富山県土木部に勤務し富山都市計画に関係していた頃(昭和60～63年、平成8～12年)、運河と区画整理のユニークさについては何度も見聞きたことがあるが、富山都市計画が始まった当時評価されていた計画の「総合性」については一度も見聞きたことがない。

思うに、富山都市計画の総合性を評価した飯沼や榎木、赤司らの時代は、各市において初めて都市計画が定められる時期であった。それゆえ意識の高い都市計画関係者の間には、都市計画のめざすべきものは何か、従来から行われている「一線の街路、一個の公園、一個の墓地の如き」「普通土木事業」とどう違うのか、「都市計画には都市計畫として他の追従を許さざる独自の使命」があるはずで、「都市計畫本来の目的からいへば都市計畫の内容は綜合的に決定せらるゝことにより初めて其の意義を発見することが出来る」のだという認識があったものと思われる。

戦後、全国の多くの都市に都市計画が普及し、各市に土地利用、都市施設、都市開発等の都市計画がひととおり計画決定されたため、その街路、公園、下水道、区画整理等をどう実現するかという、個別の事業実施面に関心の重点が移ったように思われる。そうすると、そもそも計画の総合性、事業の総合性ということは都市計画担当者の意識に上りにくくなってこよう。

わが国の人口が減少し高齢化が深刻化するに伴い、都市計画は郊外の開発型から既成中心市街地の再構築に重点を移すことが求められている。郊外に薄く分布する人口と都市機能を再び町なかに呼び集めて一定の密度をもたせることにより、都市の持続可能性を確保しようという考えである。そのためには、個別の施策や事業では自ずと限界があり(ほとんど不可能)、計画を総合的に立て、各種施策や事業を組み合わせ総合的に実施することが求められる。都市計画の草創期に議論された「都市計画の総合性」について、今日的見地から再び追究すべきではないだろうか。

(4) 筆者の評価

以上、昭和3年に決定された富山都市計画についてその特徴を調べ、また同時代及び後世における評価をみてきたが、最後にまとめを兼ねて筆者による評価を述べる。

まず評価に関して得られた知見のまとめ。

1) ユニークな都市計画(運河と区画整理の組合せ)

名古屋市中川運河と沿線の建築敷地造成事業が手法において類似しているが、富山の場合は両者を同時に都

市計画決定し、両者の同時施工をも都市計画上位位置づけた点がユニークである。後世における都市計画関係者の評価もこの点に着目したものである。

2) 実質“全国第一号”の公共団体施行区画整理

公共団体施行土地区画整理事業としては、東京市の2つの火災復興区画整理事業が第一号であり、富山県施行の都心地区土地区画整理事業は第三号である。しかし、宅地及び公共施設を整備するという区画整理本来の目的に照らせば、富山の事業が実質第一号の公共団体施行土地区画整理であった。なお、富山都市計画では、法適用市の指定は遅かったが、都市計画決定そのものは比較的早いものだった（別掲表）。

3) 都市計画本来の目的に適った総合的な都市計画

富山都市計画において、街路網、運河、公園、土地区画整理を同時に計画決定し、引き続き同時に事業を実施したものである。このことが同時代の都市計画関係者から「総合的な都市計画として他都市の模範である」と高く評価された。しかし、第二次大戦後の評価では、都市計画の総合性は上げられなくなった。都市計画の大きな方向転換が求められている今日、計画の総合性は改めて追究すべきものと考えられる。

以上の3点を筆者なりに評価すると以下ようになる。

「総合的な都市計画」の点で優れ、「運河・区画整理一体の都市計画」の点で工夫に富み、また「短期間に都市計画決定」の点で努力の跡が見られる。いわば優秀賞、技術賞、努力賞といったところである。

おわりに

本稿では、昭和3年に決定された富山都市計画の内容と特徴を整理し、その評価について述べた。その概要は次のとおりである。

東京市等六大市や他の地方都市の場合と比較して、富山都市計画は、

①運河、土地区画整理を定めたこと、運河と土地区画整理を組み合わせたこと、4施設を同時に定めたことが大きな特徴である

②同時代において計画の総合性が評価される例が多くみられたが、後世になると運河と区画整理のユニークさが取り上げられるようになった

③今日の課題である既成中心市街地の再構築にあたっては、わが国都市計画の初期において議論された「総合性」について再度検討する価値があると考えられる

今後は、富山都市計画と同時代に行われた富山県内外の他市の例について調査し、わが国初期の都市計画についての知見を深めたいと考えている。

参考文献

a) 本稿は、筆者「昭和初期の富山都市圏における土木事業と三人の土木技師」東京大学学位論文、2005年を参考に、新たな知見、解釈、考察等を加えて作成したものである

1) 筆者「昭和3年の富山都市計画（その1）都市計画法適用の特異性及びその背景について」参照

2) 第3回都市計画富山地方委員会議案第2号「富山都市計画街路・運河・公園・土地区画整理事案」昭和3年3月14日提出

3) 『全国運河サミット in とやま』全国運河サミット in とやま実行委員会事務局、平成11年8月26日、p24の「参考資料：全国につくられた運河分布データ」による。

4) 『愛知県都市計画概要』愛知県土木部計画課・愛知県都市計画協会、昭和26年9月、p29

5) 大熊孝「重要文化財『富岩運河水閘施設（中島閘門）』の変遷と保全・活用の意義」文化庁文化財保護部監修「月刊文化財」平成10年5月号、第一法規出版、p5

6) 名古屋市計画局・（財）名古屋都市センター編著『名古屋都市計画史（大正8年～昭和44年）』（財）名古屋都市センター、平成11年3月、p184による

7) （財）東京市政調査会編『日本都市年鑑 昭和十年用』昭和9年12月、p220及びp234による

8) 日本土木史編集委員会編『日本土木史一大正元年～昭和15年一』土木学会、昭和40年12月、pp568-570による

9) 市街地建築物法第7～10条に規定されている建築線のこと、計画道路に対してこれを指定することにより計画道路内に建築できなくなるなどいわゆる都市計画制限が行われた

10) 土地区画整理誌編集委員会編『土地区画整理のあゆみ』（社）日本土地区画整理協会、平成8年3月、p21

11) 飯沼一省『都市計画の理論と法制』良書普及會、昭和2年11月、p416

12) 上記11)のpp227-228

13) 富山日報、昭和2年12月1日夕刊1面

14) 「第三回都市計画富山地方委員会會議録」昭和3年3月14日、pp35-38

15) 東岩瀬町報第62号富山都市計画事業・東岩瀬港第二期修築事業起工式祝賀號、昭和6年6月12日、2面

16) 飯沼一省『都市計画』常磐書房、昭和9年5月、p328

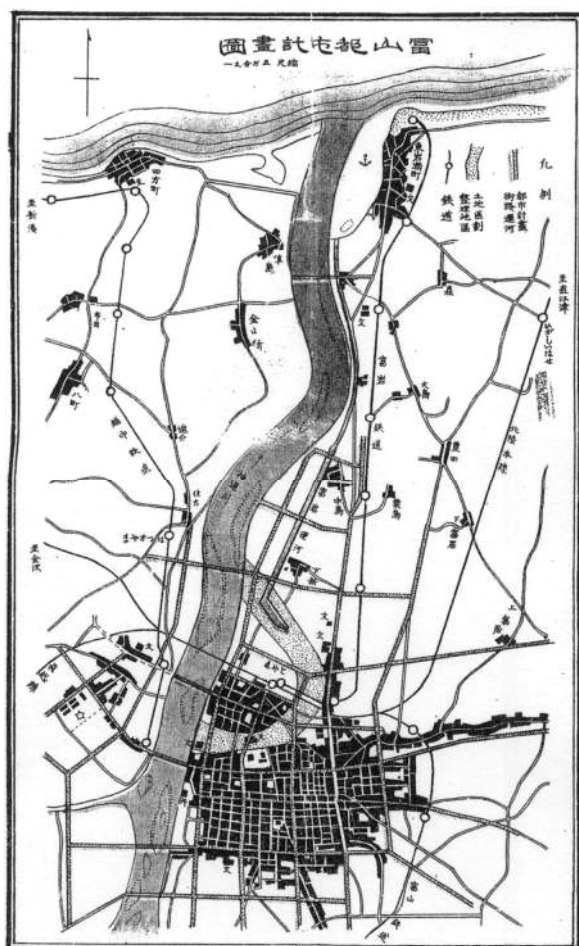
17) 赤司貫一「富山市内外に亘る土地の利用計画に就て」第二回全国都市問題會議研究報告、（財）東京市政調査会、昭和5年9月、pp51-52

18) 上記a)参照

19) （財）都市計画協会企画委員会編『区画整理の設計』（財）都市計画協会、昭和25年12月、pp9-10

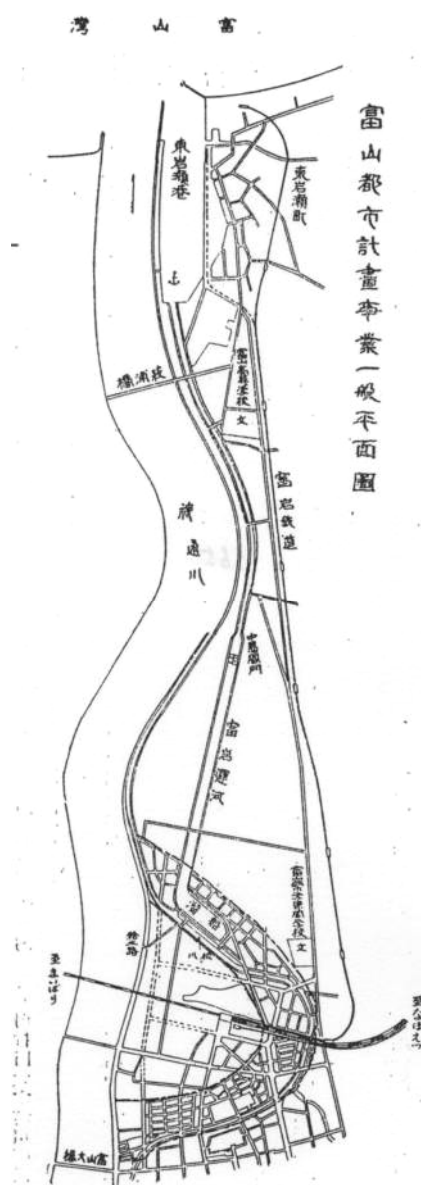
20) 日本土木史編集委員会編『日本土木史一大正元年～昭和15年一』土木学会、昭和40年12月、p560

21) 『近代日本都市計画年表』（財）日本都市計画協会、平成3年11月、pp75-76



別掲図-1 富山都市計画図（位置図）

出典「富山都市計画事業概要」昭和4年の図による



右 別掲図-2 富山都市計画事業一般平面図

出典 赤司貫一「街路、運河、及土地區劃整理事業の実施に就て」
都市公論第19巻第5号，都市研究会，昭和11年5月，p101より



参考写真

（富山都市計画で建設され，文化財となったもの）

- 上左 富岩運河中島閘門（重要文化財）
 - 上中 富岩運河牛島閘門（国登録有形文化財）
 - 上右 松川に架かる桜橋（国登録有形文化財）
 - 下左 廃川地跡に建つ富山県庁舎（国登録有形文化財）
- 出典 中島閘門；（株）富山観光遊覧船，牛島閘門；富山市，
桜橋；筆者，県庁舎；富山県による

別掲表 都市計画決定された施設の都市別・種目別一覧（第一次決定分）

出典：（財）東京市政調査会編『日本都市年鑑 昭和十年用』（財）東京市政調査会，昭和9年12月を基に筆者作成

法適用市指定	都市名	都市計画区域	街路	河川運河	公園	土地区画整理	地域	風致地区	軌道*	上水道	下水道	高速道路交通	墓地火葬場	市場	家畜市場屠場	防火地区	美観地区	施設の合計
T9	東京	T11	T10	(T11) T13*	T13*	T10 T13*	T14	T15		T15	T9 T13*	T14	T9	T13	S5	T14	S8	14
	大阪	T11	T9	S3	S3		T14	S8			T13	T15	S3			T12		9
	神戸	T11	T11				T13						S8			T12		4
	横浜	T11	S3	T13*	T14	T13*	T14						T15	T15		T14		8
	名古屋	T11	T13	T13	T15		T13									T12		5
	京都	T11	S2	(S7)	S7	T15	T13	S5			S5					T11		8
T12	岐阜	T12	T15		S4		S2				S9							4
	岡山	T13	S2				S4											2
	豊橋	T14	S3				S5				S6							3
	広島	T14	S3			S8	S2											3
	下関	T14	S2				S3											2
	尼崎	T14	S4				S6											2
	堺	T14	T15			S6	S2	S7										4
	呉	T14					S3											1
	仙台	T14	S2				S4											2
	新潟	T14	S2				S2											2
	福岡	T14	S6				S6											2
	大牟田	T14	S3				S3											2
	金沢	T14	S2				S2											2
	浜松	T14					S6											1
	静岡	T14	S2				S7	S8										3
	熊本	T14	S3				S4	S5										3
	鹿児島	T14	S2		S8		S5											3
	長崎	T15	S3				S4											2
	函館	T15	S4				S4											2
	小樽	T15					S7											1
	八幡	T15																0
	門司	T15																0
	若松	T15																0
	小倉	T15																0
	札幌	S2					S8											1
T13	富山	T15	S3	S3	S3	S3	S6	S8	S9									7
T14	清水	T15	S2															1
	高知	T15	S4				S6											2
	一宮	T15	S4															1
	高岡	T15	S5				S6											2
	岡崎	T15	S5															1
	大分	T15	S6				S7											2
	高松	T15	S3				S5	S6										3
	丸亀	T15	S3				S5											2
	大垣	T15	S5				S8											2
	佐世保	T15	S4				S5	S8										3
	長岡	T15	S7				S3											2
	長野	S2	S5		S5		S5											3
	松本	S2	S7															1
	和歌山	S2	S6															1
	津	S2	S6				S7											2
合計	47		39	6	9	6	38	9	1	1	5	2	4	2	1	6	1	

注)軌道は『都市計画年報 平成13年』日本都市計画協会，平成14年4月，p392による

太枠は同時に都市計画決定されたものを表す、暦年の右*印は関東大震災後の復興都市計画によるもの

(2016. 4. 11 受付)